

岩手県告示第46号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年1月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 国道45号 宮古市、釜石市及び下閉伊郡山田町
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年12月19日から平成30年3月23日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（地図情報レベル500数値地形図データ作成）